

販路開拓に取り組む費用が支援されます！！

小規模事業者持続化補助金

<小規模事業者持続化補助金とは？>

小規模事業者が、商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む費用が支援されます。また、小規模事業者の業務効率化・生産性向上に向けた取組も支援の対象になります。

補助対象者

※昨年度の公募要領より

製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社及び個人事業主であり、下記の要件を満たす事業者

業種	常時使用する従業員の数
卸売業・小売業	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

補助率・補助上限額

補助率	補助上限額		
	2/3	通常 50万円	海外展開、雇用対策など 100万円

対象事業

※昨年度の公募要領より

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等のための事業
(以下、取り組み例)

- ① 広告宣伝・・・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- ② 店舗改装・・・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- ③ 展示会への出店・・・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- ④ 商品パッケージ・ラッピングの変更・・・新たな市場を狙って商品パッケージを一新